(前略)

- に博士課程を置く。
- 2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、2 医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士 課程の標準修業年限は、4年とする。
- 3 博士課程(前項ただし書の博士課程を除く。)は、3 前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期 2年の課程は、これを修士課程として取り扱う。
- 4 医学研究科社会健康医学系専攻及び地球環境学舎 4 地球環境学専攻の博士課程は、後期3年の課程とす
- 域研究研究科の博士課程は、課程の区分を設けない。
- 6 第3項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項6 の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課 程」並びに「一貫制博士課程」という。 (中 略)
- 第39条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定第39条 (同 左) にかかわらず、選考のうえ、入学を許可することが ある。
 - (1) 第37条第2項各号の一に該当する資格を有す る者が、一貫制博士課程における博士後期課程の 第1年次に相当する年次に入学を志望するとき。
 - (2) 中途退学した者が、同一研究科に入学を志望す るとき。

第40条 (略)

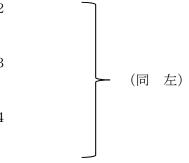
第41条 除籍された者が再入学を願い出たときは、第41条 除籍された者が再入学を願い出たときは、 除籍された日から3年以内に限り、研究科長(地球 環境学舎長を含む。以下同じ。)の申請により教育研 究評議会の議を経て、総長が許可することがある。

第42条 (略)

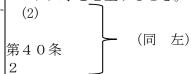
- 第42条の2 入学志望者は、願書に添えて検定料を第42条の2 納めなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び2 実施要項第4条第2号の推薦による入学志望者は、 検定料の納付を要しない。

第42条の3 入学に際しては、所定の入学手続期間第42条の3 内に入学料を納めなければならない。

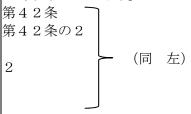
第36条 研究科(地球環境学舎を含む。以下同じ。) | 第36条 研究科(総合生存学館及び地球環境学舎を 含む。以下同じ。) に博士課程を置く。



- 5 第3項の規定にかかわらず、アジア・アフリカ地 5 第3項の規定にかかわらず、アジア・アフリカ地 域研究研究科及び総合生存学館の博士課程は、課程 の区分を設けない。
 - (同 左)
 - - (1) 第37条第2項各号の一に該当する資格を有す る者が、一貫制博士課程(総合生存学館を除く。) における博士後期課程の第1年次に相当する年次 に入学を志望するとき。



除籍された日から3年以内に限り、研究科長(総合 生存学館長及び地球環境学舎長を含む。以下同じ。) の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許 可することがある。



3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学との 間において相互の大学の学位を取得させることを目 的として締結した大学間交流協定(相互に正規学生 を受け入れるもので、その数並びに検定料、入学料 及び授業料の相互不徴収並びに有効期間が記されて いるものに限る。以下同じ。) に基づき受け入れる外 国人留学生は、検定料の納付を要しない。

(同 左)

改

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び2 実施要項第4条第2号又は第4号の推薦により、前 項の期間までにその採用が決定している者は、入学 料の納付を要しない。

(同 左)

(同 左)

3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学との 間において相互の大学の学位を取得させることを目 的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れ る外国人留学生は、入学料の納付を要しない。

(中略)

第51条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定第51条 の期日に納めなければならない。

第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当 する額

第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相 当する額

(中略)

第53条の15 第10条第3項、第11条、第12|第53条の15 第10条第3項、第11条、第12 条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、 第17条、第18条の2、第23条第5項及び第6 項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第 2項ないし第5項、第30条ないし第34条、第3 6条の2、第38条、第39条(第2号の場合に限 る。)、第40条ないし第42条の3、第47条第1 項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専 門職大学院等学生の場合に準用する。この場合にお いて、第25条中「学部長」とあるのは「法学研究 科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管 理教育部長」と、第36条の2、第38条第2項及 び第39条(第2号の場合に限る。)中「研究科」と あるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項 中「研究科に転科(地球環境学舎にあつては転部)」 とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科 若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該 研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」と あるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研 究科長(地球環境学舎長を含む。以下同じ。)」とあ るのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教 育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに 第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるの は「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部 長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学と外国の大学との 間において相互の大学の学位を取得させることを目 的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れ る外国人留学生は、授業料の納付を要しない。

条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、 第17条、第18条の2、第23条第5項及び第6 項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第 2項ないし第5項、第30条ないし第34条、第3 6条の2、第38条、第39条(第2号の場合に限 る。)、第40条ないし第42条の3、第47条第1 項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専 門職大学院等学生の場合に準用する(法科大学院に あつては、第42条の2第3項、第42条の3第3 項及び第51条第2項を除く。)。この場合において、 第25条中「学部長」とあるのは「法学研究科長、 医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育 部長」と、第36条の2、第38条第2項及び第3 9条(第2号の場合に限る。)中「研究科」とあるの は「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研 究科に転科(地球環境学舎にあつては転部)」とある のは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しく は転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科 又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるの は「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長 (総合生存学館長及び地球環境学舎長を含む。以下 同じ。)」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、 公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第4 2条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」 とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政 策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるも のとする。

第54条

第55条 修士課程を修了した者には、修士の学位を|第55条 授与する。

第54条

(同 左)

2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程にお2 いて、第49条第1項に規定する修士課程の修了に 相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与 することができる。

(中略)

第65条 (略)

第1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第 23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条 第1項ただし書、第2項、第4項及び第5項、第3 0条ないし第34条、第36条の2、第38条、第 40条ないし第42条、第42条の4ないし第52 条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、 大学院の外国学生に準用する。

 $3 \sim 7$ (略) 第66条

第6章 授業料等の額

第67条 第10条第1項及び第42条の2第1項の|第67条 第10条第1項及び第42条の2第1項の 検定料並びに第12条第1項及び第42条の3第1 項の入学料の額並びに第28条第1項及び第51条 の授業料の年額並びに第64条第1項の検定料、同 条第2項の入学料及び同条第3項の授業料の額は、 それぞれ学納金規程の定めるところによる。

前項に規定するもののほか、一貫制博士課程(総 合生存学館を除く。)において、第49条第1項に規 定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者 にも、修士の学位を授与することができる。

第65条 (同 左)

2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条 2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条 第1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第 23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条 第1項ただし書、第2項、第4項及び第5項、第3 0条ないし第34条、第36条の2、第38条、第 40条ないし第42条、第42条の4ないし第50 条の2、第51条第1項、第52条、第53条後段、 第55条、第56条の規定は、大学院の外国学生に 準用する。

> $3 \sim 7$ (同 左) 第66条

> > 第6章 授業料等の額

検定料並びに第12条第1項及び第42条の3第1 項の入学料の額並びに第28条第1項及び第51条 第1項の授業料の年額並びに第64条第1項の検定 料、同条第2項の入学料及び同条第3項の授業料の 額は、それぞれ学納金規程の定めるところによる。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 学部(第3条の2関係)

学部名	学科名	入学定員	収容定員
総合人間学部	総合人間学科	1 2 0	480
文学部	人文学科	2 2 0	8 8 0
教育学部	教育科学科	60 (10)	260
法学部		3 3 0 (1 0)	1,340
経済学部	経済経営学科	2 4 0 (20)	1,000
理学部	理学科	3 1 1	1,244
医学部	医学科	1 0 7	6 3 3 6 2 6
	人間健康科学科	1 4 3 (1 7)	6 0 6
	計	250 (17)	<u>1,2391,232</u>
薬学部	薬科学科	5 0	200
	薬学科	3 0	180
	計	8 0	3 8 0
工学部	地球工学科	1 8 5	7 4 0
	建築学科	8 0	3 2 0
	物理工学科	2 3 5	9 4 0
	電気電子工学科	1 3 0	5 2 0
	情報学科	9 0	3 6 0
	工業化学科	2 3 5	9 4 0
	計	9 5 5	3,820
農学部	資源生物科学科	9 4	3 7 6
	応用生命科学科	4 7	188
	地域環境工学科	3 7	1 4 8
	食料・環境経済学科	3 2	1 2 8
	森林科学科	5 7	2 2 8
	食品生物科学科	3 3	1 3 2
	計	3 0 0	1,200
総	計	2,866 (57)	<u>11,84311,836</u>

(備考)入学定員の()を付したものは3年次編入学定員で外数

別表第2

1 大学院(第35条関係)

		修士課程		博士後期課程		博士課程			合	計					
研究科名	専 攻 名	入当	叁	収	容	入	学	収	容	入	学	収	容	収	容
		定員	Ę	定	員	定	員	定	員	定	員	定	員	定	員
文学研究科	文献文化学専攻	3	6		7 2		1 8	54	58		_				
	思想文化学専攻	2	2		4 4		1 1	33	3 4		_		_		
	歴史文化学専攻	2	2		4 4		1 1	33	3 6		—		_	3	8 5
	行動文化学専攻	2	O		4 0		1 0		3 0		_		_	3	9-3
	現代文化学専攻	1	O		2 0		5		1 5		_		_		
	計	1 1	O	2	2 0		5 5	165	173		_		_		
教育学研究科	教育科学専攻	2	8		5 6		1 4		4 2		—		_		
	臨床教育学専攻	1 -	4		2 8		1 1		3 3		_		_	1	5 9
	計	4	2		8 4		2 5		7 5		_		_		
法学研究科	法政理論専攻	1	5		3 0		3 0		9 0				_	1	2 0
経済学研究科	経済学専攻	4	4		8 8		4 4	1	3 2					2	2 0

		修士課程		博士後	期課程	博士	合 計	
研究科名	専 攻 名	入 学	収 容	入 学	収 容	入 学	収 容	収 容
		定員	定員	定員	定員	定 員	定 員	定員
理学研究科	数学·数理解析専攻	5 2	1 0 4	2 0	6 0	_	_	
	物理学・宇宙物理学専攻	8 1	162	4 5	1 3 5		_	
	地球惑星科学専攻	5 0	1 0 0	3 0	9 0		_	1,134
	化学専攻	6 1	1 2 2	3 0	9 0	_	_	
	生物科学専攻	7 4	1 4 8	4 1	1 2 3	_	_	
	計	3 1 8	6 3 6	166	498	_		
医学研究科	医学専攻	_	_	_	_	1 4 1	5 6 4	
	医科学専攻	2 0	4 0	1 0	3 0	_	_	
	社会健康医学系専攻	_	_	1 2	3 6	_	_	8 1 3
	人間健康科学系専攻	4 9	98	1 5	4 5	_	_	
	計	6 9	1 3 8	3 7	1 1 1	1 4 1	5 6 4	
薬学研究科	薬科学専攻	5 0	1 0 0	2 2	44 22			
	薬学専攻	_	_	_	_	1 5	30 15	
	創薬科学専攻	_	_	_	11 2 2	_	_	2 5 2
	生命薬科学専攻	_	_	_	<u>11 2 2</u>	_	_	244
	医療薬科学専攻	_	_	_	7 1 4	_	_	
	医薬創成情報科学専攻	1 4	2 8	7	2 1	_	_	
	計	6 4	1 2 8	2 9	94 101	1 5	30 15	
工学研究科	社会基盤工学専攻	6 6	1 3 2	1 2	3 6	_	_	
	都市社会工学専攻	6 4	1 2 8	1 2	3 6	_	_	
	都市環境工学専攻	3 6	7 2	1 0	3 0	_	_	
	建築学専攻	7 2	1 4 4	2 4	7 2	_	_	
	機械理工学専攻	5 6	1 1 2	1 8	5 4	_	_	
	マイクロエンジニアリング専攻	2 8	5 6	8	2 4	_	_	
	航空宇宙工学専攻	2 3	4 6	8	2 4	_	_	
	原子核工学専攻	2 3	4 6	9	2 7	_	_	
	材料工学専攻	3 8	7 6	1 0	3 0	_	_	1,967
	電気工学専攻	3 8	7 6	1 0	3 0	_	_	
	電子工学専攻	3 5	7 0	1 0	3 0	_	_	
	材料化学専攻	2 9	5 8	9	2 7	_	_	
	物質エネルギー化学専攻	3 8	7 6	1 1	3 3	_	_	
	分子工学専攻	3 4	6 8	1 2	3 6	_	_	
	高分子化学専攻	4 6	9 2	1 5	4 5	_	_	
	合成・生物化学専攻	3 1	6 2	1 0	3 0	_	_	
	化学工学専攻	3 1	6 2	9	2 7	_	_	
	計	6 8 8	1,376	197	5 9 1	_	_	
農学研究科	農学専攻	2 3	4 6	1 1	3 3		_	
	森林科学専攻	4 5	9 0	2 2	6 6	-	_	
	応用生命科学専攻	4 8	96	2 2	6 6	_	_	
	応用生物科学専攻	5 0	1 0 0	2 3	6 9	_	_	8 8 6
	地域環境科学専攻	4 8	9 6	2 0	6 0	_		
	生物資源経済学専攻	2 4	4 8	1 1	3 3	_	_	
	食品生物科学専攻	2 5	5 0	1 1	3 3	_		
	計	263	5 2 6	1 2 0	3 6 0	_	_	

		修士	修士課程 博士後期課程		博士	合 計		
研究科名	専 攻 名	入 学	収 容	入 学	収 容	入 学	収 容	収 容
		定員	定員	定員	定員	定 員	定 員	定 員
人間・環境学	共生人間学専攻	6 9	1 3 8	2 8	8 4	_	_	
研究科	共生文明学専攻	5 7	1 1 4	2 5	7 5	_	_	5 3 2
	相関環境学専攻	3 8	7 6	1 5	4 5	_	_	002
	計	1 6 4	3 2 8	6 8	2 0 4	_	_	
エネルギー科	エネルギー社会・環境科学専攻	2 9	5 8	1 2	3 6	_	_	
学研究科	エネルギー基礎科学専攻	4 2	8 4	1 2	3 6	_	_	
	エネルギー変換科学専攻	2 5	5 0	4	1 2	_	_	3 6 5
	エネルギー応用科学専攻	3 4	6 8	7	2 1	_	_	
	計	1 3 0	260	3 5	1 0 5	_	_	
アジア・アフ	東南アジア地域研究専攻	_	_	_	_	1 0	<u>50 54</u>	
リカ地域研究	アフリカ地域研究専攻	_	_	_	_	1 2	6 0	150
研究科	グローバル地域研究専攻	_	_	_	_	8	40 32	146
	計	_		_	_	3 0	150 146	
情報学研究科	知能情報学専攻	3 7	7 4	1 5	4 5	_	_	
	社会情報学専攻	3 6	7 2	1 4	4 2	_	_	
	複雑系科学専攻	2 0	4 0	6	1 8	_	_	
	数理工学専攻	2 2	4 4	6	1 8	_	_	5 5 8
	システム科学専攻	3 2	6 4	8	2 4	_	_	
	通信情報システム専攻	4 2	8 4	1 1	3 3	_	_	
	計	189	3 7 8	6 0	180	_	_	
生命科学研究	統合生命科学専攻	3 7	7 4	1 7	5 1	_	_	
科	高次生命科学専攻	3 8	7 6	1 6	4 8	_	_	2 4 9
	計	7 5	1 5 0	3 3	9 9	_	_	
総合生存学館	総合生存学専攻					20	20	20
地球環境学舎	地球環境学専攻		_	1 3	3 9	_	_	
	環境マネジメント専攻	4 4	8 8	7	2 1	_	_	1 4 8
	計	4 4	8 8	2 0	6 0	_	_	
総	計	2,215	4,430	9 1 9	2,764	206	764	7,958
					2,770	186	7 2 5	7,034

2 専門職大学院・法科大学院(第53条の2第5項関係)

7 11 11 11 11 12 1	12417C 1 196 (20 0 0 20 0				
研究科名	専 攻 名	専門職当	合計収容		
加九件石	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	入学定員	収容定員	定員	
法学研究科	法曹養成専攻	1 6 0	480	480	
医学研究科	社会健康医学系専攻	3 4	6 8	6 8	
公共政策教育部	公共政策専攻	4 0	8 0	8 0	
経営管理教育部	経営管理専攻	9 0	180	180	
総	計	3 2 4	8 0 8	8 0 8	